高速道路工事一部完了公告

本会社において、高速道路の工事が下記のとおり一部完了しますので、道路整備特別措置法第22条第２項の規定に基づき公告します。

平成 29 年２月 24 日

東日本高速道路株式会社
代表取締役社長　廣瀬　　博

記

路　線　名	工　事　の　区　間	工事の種類	工事完了の日
一般国道468号 （首都圏中央連絡自動車道） （茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで）	茨城県猿島郡境町大字西泉田から茨城県つくば市新井まで	新設工事	平成29年２月25日

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を平成29年２月26日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成 29 年２月 24 日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　宮田　年耕

記

1　記〔４〕一．中(7)の次に(8)として次を加える。

(8)　首都高速道路企画割引（東京外環自動車道迂回利用割引）については、次のとおりとする。

(ｲ)　割引を適用する自動車

割引を適用する自動車は、ＥＴＣ車とする。

(ﾛ)　割引内容

(ﾊ)の(A)に掲げる首都高速道路株式会社が管理する出入口又は東日本高速道路株式会社が管理する道路、(B)に掲げる東日本高速道路株式会社が管理する区間及び(C)に掲げるジャンクションを連続して通行し、(D)に掲げる首都高速道路株式会社が管理する出入口等を利用（以下「迂回走行」という。）した場合の(C)に掲げるジャンクションから(D)に掲げる首都高速道路株式会社が管理する出入口等の相互間の料金距離（以下「迂回料金距離」という。）は、表中①から③についてそれぞれ(E)に定める料金距離を適用する。ただし、〔４〕一．(2)が適用される自動車（以下「障害者割引適用自動車」という。）が迂回走行した場合は、(F)に掲げるジャンクションから(D)に掲げる首都高速道路株式会社が管理する出入口等の相互間の料金距離（以下「直行料金距離」という。）を適用する（直行料金距離が迂回料金距離を上回る場合を除く。）。また、障害者割引適用自動車に限り、表中④に掲げる迂回走行をした場合は(C)に掲げるジャンクションから(D)に掲げる首都高速道路株式会社が管理する出入口等の相互間の料金距離が直行料金距離を上回る場合は直行料金距離を適用する。

(ﾊ)　適用区間

	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)
①	さいたま見沼、新都心、新都心西、与野、浦和南	美女木ジャンクションから川口ジャンクションまで	川口ジャンクション	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	22.4㎞	美女木ジャンクション
②	関越自動車道新潟線	大泉出入口から川口ジャンクションまで	川口ジャンクション	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	22.4㎞	美女木ジャンクション
③	常磐自動車道	三郷ジャンクションから川口ジャンクションまで	川口ジャンクション	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	22.0㎞	三郷ジャンクション
④	東北縦貫自動車道弘前線	川口ジャンクションから三郷ジャンクションまで	三郷ジャンクション	宝町、京橋、新富町、銀座、汐留、芝公園、飯倉、霞が関、代官町、北の丸、神田橋、常盤橋、八重洲、丸の内、呉服橋、江戸橋の各出入口及び東京高速道路株式会社の管理する道路との接続部	―	川口ジャンクション

2　記〔４〕二．(3)を(5)とし、(2)を「障害者割引を適用する自動車は首都高速道路企画割引（東京外環自動車道迂回利用割引）と重複するものとし、障害者割引を適用した後の金額に対して首都高速道路企画割引（東京外環自動車道迂回利用割引）を適用する。」に改め、(2)の次に(3)及び(4)として次の２つを加える。

(3)　ＥＴＣ路線バス割引を適用する自動車については、上限料金の引下げに係る割引以外の割引と重複して適用しない。

(4)　首都高速道路企画割引（東京外環自動車道迂回利用割引）を適用する自動車は大口・多頻度割引と重複するものとし、首都高速道路企画割引（東京外環自動車道迂回利用割引）を適用した後の金額に対して大口・多頻度割引を適用する。

入札公告

次のとおり、一般競争入札に付します。

平成 29 年２月 24 日

契約等担当役外国人技能実習機構
総務担当理事　達谷窟庸野

1　一般競争に付する事項

(1)　件名　外国人技能実習機構地方事務所開設に伴う新規什器等購入等業務一式

(2)　仕様　入札説明書及び仕様書による。

(3)　納入期限　平成29年３月31日

(4)　納入場所　入札説明書及び仕様書による。

(5)　入札方法　入札金額は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載し入札すること。